

# 給付の対象となる災害の範囲について

## 松商学園高等学校

本校では、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)と災害共済給付契約を締結しており、不慮の事故・災害等に備えて、在学するすべてのご家庭に加入していただいています。この制度は、国・学校・家庭が掛け金を負担し、学校の管理下において生徒の不慮の災害(負傷、疾病、障害または死亡)に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給)を行うものです。

給付の対象となる災害の範囲等は「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」に定められています。以下はホームページの情報を抜粋したものととなります。

### ▶[日本スポーツ振興センター災害共済給付 給付対象範囲](#)

#### ◆ 給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ・ 学校給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1級から14級に区分される ( <a href="#">障害等級表</a> )
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)

#### ◆ 歯牙欠損見舞金

学校の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損(障害見舞金の対象となるものを除く。)に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給

◆ 学校の管理下となる範囲

学校の管理下となる場合	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科、道徳、自立活動、総合的な学習の時間</li> <li>・特別活動中(生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)</li> </ul>
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など</li> </ul>
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前、業間休み、昼休み、放課後</li> </ul>
4. 通常の経路及び方法により通学する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校中、下校中</li> </ul>
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など</li> </ul>
6. 学校の寄宿舎にあるとき	

※通学中の交通事故で、相手(加害者)側の自動車損害賠償責任保険や損害賠償を受領した場合には、災害共済給付と損害賠償を二重に受けることはできないため対象にはなりません。

ご不明な点がございましたら、本校保健室へお問合せください。

お問い合わせ先  
 担当: 松商学園高等学校 保健室  
 電話: 0263-33-1210(代表)  
 FAX: 0263-33-1213